

記者資料提供 PressRelease



令和7年10月22日

▼タイトル

平成27年度以降の軽自動車税の一部課税誤りについて

【概要】

二輪の被けん引自動車であるポートトレーラ、フルトレーラ等の軽自動車税について、平成27年度以降の一部課税について、台帳登録の際に四輪の軽自動車と同じ税率で計算していたため、本来の納付額よりも多く課税していたことが判明しました。

また、当該事案を受けて改めて全ての課税状況を調査したところ、四輪の軽自動車2台について、車両の用途の登録に誤りがあり、本来の納付額よりも多く課税していました。

○二輪の被けん引自動車

本来の年税額	:	3,600円 (平成27年度以前 2,400円)
誤った年税額	:	4,000円～12,900円
課税誤りの台数	:	18台
課税誤りの年度	:	平成27年度～令和7年度 納税義務者数 18人 (うち市内14人、市外4人)
過徴収額	:	286,500円 最も多い過徴収額 7か年度分 65,100円

○四輪の軽自動車

本来の年税額	:	6,000円
誤った年税額	:	12,900円
課税誤りの台数	:	2台
課税誤りの年度	:	平成28年度～令和7年度 納税義務者数 2人 (うち市内2人)
過徴収額	:	55,200円

【経過】

次年度の課税に向けて登録手続き中に誤りを発見し、過去に遡って調査したところ、複数車両で複数年にわたり、登録の誤りおよび過徴収が判明しました。

【発生の原因】

軽自動車検査協会滋賀事務所からの申告書を基に、車体の用途や形状を確認して登録を行う必要がありますが、台帳登録の際に入力を誤ったこと、および複数職員による確認作業が不十分であったことによるものです。

【今後の対応】

対象者へ謝罪および説明を行い、速やかに還付手続きを進めます。

【再発防止策】

職員が正確に台帳登録を行えるよう事務処理マニュアルを再確認するとともに、事務引継ぎを徹底して行います。加えて、複数体制での確認事務を徹底し再発防止に努めます。

▼問い合わせ先

○所 属：高島市役所総務部税務局税務課
○担 当：杣野、藤川
○電話番号：0740-25-8116
○ファックス：0740-25-8103